

介護保険施設等運営指導基準

練馬区福祉部指導検査担当課

運営指導基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態		根拠の提示	改善報告
C	文書指摘	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>期限を定めて改善報告を行うよう指導</p>
B	口頭指導	<p>福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p> <p>なお、福祉関係法令以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p>	<p>法令等、具体的かつ直接的な根拠が必要</p>	<p>不要</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合しているが、必要と判断した場合、適正な運営に資するものと考えられる範囲で、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>	<p>直接的な根拠まで求めないが、具体的な理由の説明が必要</p>	<p>不要</p>

指定夜間対応型訪問介護事業

運営指導基準

— 令和7年5月1日適用 —

練馬区福祉部指導検査担当課

- 「法」＝介護保険法(平成9年法律第123号)
- 「則」＝介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)
- 「条例」＝練馬区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営等の基準に関する条例(平成24年12月練馬区条例第58号)
- 「省令」＝指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)
- 「基準について」＝指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成18年3月31日老計発第0331004号他)
- 「告示」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- 「留意事項」＝指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発第0331005号他)
- 「利用者等告示」＝厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等(平成27年厚生労働省告示第94号)
- 「大臣基準告示」＝厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号)
- 「施設基準告示」＝厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)
- 「通所介護費等の算定方法告示」＝厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生労働省告示第27号)
- 「厚生労働大臣が定める地域告示」＝厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号)
- 「厚生労働大臣が定める中山間地域告示」＝厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号)

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第3 人員に関する基準	<p>通報内容等を基に訪問介護員等およびオペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して行う夜間対応型訪問介護（随時訪問サービス）を提供しているか。</p> <p>(2) オペレーションセンターは、通常の事業の実施地域内に1か所以上設置しているか。</p> <p>※ 定期巡回サービスを行う訪問介護員等が利用者から通報を受けることにより適切にオペレーションセンターサービスを実施することが可能であると認められる場合は、オペレーションセンターを設置しないことができる。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービス、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスを一括して提供しなければならないものであるが、利用者はケアコール端末を有しているか。</p> <p>※ ケアコール端末を持たず、定期巡回サービスのみの利用であれば、指定夜間対応型訪問介護に含まれず、通常の指定訪問介護を利用していることとなる。</p> <p>(4) 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯は、各事業所において設定することになるが、夜間におけるサービス提供という性格を踏まえ、22時から6時までの間は最低限含んでいるか。</p> <p>なお、8時から18時までの間の時間帯を含むことは認められないものであり、この間の時間帯については、指定訪問介護を利用することとなる。</p>			C
	<p>1 訪問介護員等の員数</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者（以下、「オペレーター」という。）として1以上確保されるために必要な数以上配置しているか。</p> <p>※ 提供時間帯を通じて1以上配置している必要があるが、指定夜間対応型訪問介護事業所に常駐している必要はなく、定期巡回サービスを行う訪問介護員等に同行し、地域を巡回し</p>			C
				<p>条例第49条第1項第1号 基準について第3の2の2(1)①ロ</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>ながら利用者からの通報に対応することも差し支えない。</p> <p>※ 午後6時から午前8時までの時間帯については、ICT等の活用により、事業所外においても、必要な対応を行うことができる」と認められる場合は、必ずしも事業所内で勤務する必要はない。</p> <p>※ サテライト拠点を有する指定夜間対応型訪問介護事業所においては、本体となる事務所およびサテライト拠点のいずれかにおいて常時1以上のオペレーターを配置されていれば基準を満たすものである。</p> <p>(2) オペレーターは、看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士または介護支援専門員を充てているか。</p> <p>※ 当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯において、当該オペレーターとの緊密な連携を確保することにより、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、サービス提供責任者として1年以上（介護職員初任者研修課程修了者および旧訪問介護職員養成研修2級修了者にあつては、3年以上）従事した者をオペレーターとして充てることができる。（この場合、「1年以上（3年以上）従事」とは単なる介護等の業務に従事した期間を含まず、サービス提供責任者として任用された期間を通算したものであること。）</p> <p>※ オペレーターは、利用者からの通報を受け、訪問の可否等の必要性を判断する能力が求められることから、看護師、介護福祉士等の資格を有する者としたものであるが、オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、オペレーターは、訪問介護員等の資格を有する者で差し支えない。</p> <p>(3) オペレーターの他の職務との兼務は適切か。</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所の職務または利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事するこ</p>	<p>条例第49条第2項 基準について第3の2の2(1)①イ、ニ</p> <p>条例第49条第3項、 第4項、第6項 基準について第3の2の2(1)①ハ、ホ、 ヘ</p>	<p>書類 ・利用者数および利用者の提供時間がわかる 書類</p>	<p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>とができる。</p> <p>※ オペレーターが、定期巡回サービスに従事している等、利用者の居宅において日常生活上の世話をしているときであっても、当該オペレーターが利用者からの通報を受け付けることのできる体制を確保している場合は、当該時間帯におけるオペレーターの配置要件も同時に満たす。</p> <p>※ 利用者に対するオペレーションサービスの提供に支障がない場合は、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</p> <p>※ 当該事業所の同一敷地内につぎに掲げる施設等がある場合において、当該施設等の入居者等の処遇に支障がない場合は、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることのできる。</p> <p>指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定特定施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>(4) 面接相談員は、利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上配置しているか。</p> <p>(5) 面接相談員は、オペレーターと同様の資格またはこれらと同等の知識経験を有する者を配置するように努めているか。</p> <p>※ 面接を適切に行うために必要な人員を配置すればよく、夜間勤務のオペレーター、訪問介護員等や管理者が従事することも差し支えない</p> <p>(6) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上配置しているか。</p> <p>(7) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、指定夜間対応</p>	<p>条例第49条第1項第1号</p> <p>基準について第3の2の2(1)①ト</p> <p>条例第49条第1項第2号</p> <p>基準について第3の2の2(1)②イ</p> <p>条例第49条第1項第</p>		<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第5 運営に関する基準	<p>ているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が円滑に通報し、迅速な対応を受けることができるよう、オペレーションセンターごとに、つぎに掲げる機器等を備え、必要に応じてオペレーターに当該機器等を携帯させているか。</p> <p>① 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等</p> <p>② 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等</p> <p>※ ①に掲げる機器等については、指定夜間対応型訪問介護事業者が適切に利用者の心身の状況等の情報を蓄積するための体制を確保している場合であって、オペレーターが当該情報を常時閲覧できるときは、これを備えないことができる。</p> <p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者が援助を必要とする状態となったときに適切にオペレーションセンターに通報できるよう、利用者に対し、通信のための端末機器を配布しているか。</p> <p>※ 利用者が適切にオペレーションセンターに随時の通報を行うことができる場合は、この限りでない。</p> <p>※ 指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第10条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)～(3)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。</p>			C
	<p>1 指定夜間対応型訪問介護の基本取扱方針</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護は、定期巡回サービスについては、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるとともに、オペレーションセンターサービスおよび随時訪問サービスについて</p>			C
				C

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>は、利用者からの随時の通報に適切に対応して行われるものとし、利用者が夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにしているか。</p> <p>(2) 事業者は、自らその提供する指定夜間対応型訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護の具体的取扱方針</p> <p>(1) 定期巡回サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者が安心してその居宅において生活を送るのに必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 随時訪問サービスを適切に行うため、オペレーションセンター従業員は、利用者の面接および1月ないし3月に1回程度の利用者の居宅への訪問を行い、随時利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行っているか。</p> <p>(3) 随時訪問サービスの提供に当たっては、夜間対応型訪問介護計画に基づき、利用者からの随時の連絡に迅速に対応し、必要な援助を行っているか。</p> <p>(4) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。</p> <p>(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録しているか。</p> <p>(7) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を</p>	<p>条例第52条第2号</p> <p>条例第53条第1号</p> <p>条例第53条第2号 基準について第3の2の4(1)②</p> <p>条例第53条第3号</p> <p>条例第53条第4号</p> <p>条例第53条第5号 基準について第3の2の4(1)③</p> <p>条例第53条第6号</p> <p>条例第53条第7号</p>		<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>行っているか。</p> <p>(8) 夜間対応型訪問介護従業者は、利用者からの連絡内容や利用者の心身の状況を勘案し、必要があると認めるときは、利用者が利用する指定訪問看護ステーションへの連絡を行う等の適切な措置を講じているか。</p> <p>(9) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たり利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を利用者に交付しているか。</p> <p>3 夜間対応型訪問介護計画等の作成</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの目標、当該目標を達成するための具体的な定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容等を記載した夜間対応型訪問介護計画を作成しているか。</p> <p>① 援助の方向性や目標 ② 担当する訪問介護員等の氏名 ③ サービスの具体的内容 ④ 所要時間 ⑤ 日程</p> <p>(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成しているか。 なお、夜間対応型訪問介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。</p> <p>(3) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。 また、その実施状況や評価について説明を行っているか。</p> <p>(4) 居宅サービス計画に基づきサービス提供している場合は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援</p>	<p>条例第53条第8号</p> <p>条例第53条第9号 基準について第3の2の4(1)⑥</p> <p>条例第54条第1項 基準について第3の2の4(2)①</p> <p>条例第54条第2項 基準について第3の2の4(2)②</p> <p>条例第54条第3項 基準について第3の2の4(2)③</p> <p>基準について第3の2の4(2)⑥(準用)</p>	<p>・夜間対応型訪問介護計画 ・アセスメントシート ・モニタリングシート</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>事業所から夜間対応型訪問介護計画の提供の求めがあった際には、当該夜間対応型訪問介護計画を提供することに協力するよう努めているか。</p> <p>(5) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画を作成した際には、当該夜間対応型訪問介護計画を利用者に交付しているか。</p> <p>(6) オペレーションセンター従業者は、夜間対応型訪問介護計画の作成後、当該夜間対応型訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該夜間対応型訪問介護計画の変更を行っているか。</p> <p>(7) 夜間対応型訪問介護計画は、完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>4 緊急時等の対応 利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p> <p>5 管理者等の責務 (1) 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者および業務の管理を、一元的に行っているか。 (2) 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に条例第4章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 (3) オペレーションセンター従業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所に対する指定夜間対応型訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行っているか。</p>	<p>第3の1の4(17)⑫)</p> <p>条例第54条4項 基準について第3の2の4(2)④</p> <p>条例第54条第5項 基準について第3の2の4(2)⑤</p> <p>条例第60条第2項第1号 基準について第3の2の4(2)④</p> <p>条例第55条 基準について第3の2の4(3)</p> <p>条例第56条</p>	<p>・緊急時対応マニュアル ・サービス提供記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>6 運営規程 つきに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 (1) 事業の目的および運営の方針 (2) 従業者の職種、員数および職務内容 (3) 営業日および営業時間（営業日は365日、営業時間は24時間と記載しているか） (4) サービスの内容（※）および利用料その他の費用の額 (5) 通常の事業の実施地域 (6) 緊急時等における対応方法 (7) 合鍵の管理方法および紛失した場合の対処方法 (8) 虐待の防止のための措置に関する事項 (9) その他運営に関する重要事項 ※ 「サービスの内容」とは、オペレーションセンターサービス、定期巡回サービスおよび随時訪問サービスの内容を指すものであることに留意する。</p> <p>7 勤務体制の確保等 (1) 原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしているか。 (2) 当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。 ※ 適切に利用者にサービスを提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所等との密接な連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。 ※ オペレーションサービスについては、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体</p>	<p>条例第57条 基準について第3の2の4(5)</p> <p>条例第58条第1項 基準について第3の2の4(6)①</p> <p>条例第58条第2、3項 基準について第3の2の4(6)②③④</p>	<p>・運営規程 ・重要事項説明書</p> <p>・就業規則 ・運営規程 ・雇用契約書 ・勤務表 ・サービス提供記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>的に利用者またはその家族等からの通報を受けることができる。</p> <p>(3) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>(4) 適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従事者の就業環境が害されることを防止するための措置を講じているか。</p> <p>8 地域との連携等</p> <p>(1) 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して区が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の区が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めているか。</p> <p>9 記録の整備</p> <p>(1) 従業員、設備、備品および会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関するつぎのア～オに掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。</p> <p>① 夜間対応型訪問介護計画</p>	<p>条例第58条第4項 基準について第3の2の4(6)⑤</p> <p>条例第58条第5項 基準について第3の2の4(6)⑥(準用第3の1の4(22)⑥)</p> <p>条例第59条第1項 基準について第3の2の4(9)①(準用第3の1の4(29)④)</p> <p>条例第59条第2項 基準について第3の2の4(9)②</p> <p>条例第60条第1項</p> <p>条例第60条第2項 基準について第3の2の4(11)</p>	<p>・研修計画 ・実施記録</p> <p>・ハラスメントの内容および防止を明確化した方針</p> <p>・従業員、設備、備品および会計に関する記録等 ・サービスに関する書類等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>② 準用する条例第 22 条第 2 項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③ 第 53 条第 6 号の規定による身体的拘束等の態様および時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④ 準用する条例第 30 条の規定による区への通知に係る記録</p> <p>⑤ 準用する条例第 40 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>⑥ 準用する条例第 42 条第 2 項の規定による事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p> <p>10 内容および手続の説明および同意</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>※ 重要事項説明書に盛り込むべき内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務の体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情処理の体制 ・ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 (実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況) <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、(3)で定めるところにより、当該利用申込者またはその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の</p>	<p>条例第61条(準用第11条第1項)</p> <p>基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(2)①、(25))</p> <p>条例第61条(準用第11条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要事項説明書 ・ 契約書 ・ 利用申込書 ・ 同意に関する記録 	<p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>技術を利用する方法であってつぎに掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>※ ①電子情報処理組織を使用する方法のうちアまたはイに掲げるもの</p> <p>ア 指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ 指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者またはその家族の閲覧に供し、当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾または受けない旨の申出をする場合にあつては、指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</p> <p>※ ②電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子的計算機による情報処理の用に供されるものをいう）に係る記録媒体をいう）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</p> <p>(3) (2) に掲げる方法は、利用申込者またはその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものか。</p> <p>(4) (2) ①の「電子情報処理組織」とは、指定夜間対応型訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</p>	<p>条例第61条(準用第11条第3項)</p> <p>条例第61条(準用第11条第4項)</p>		<p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>(5) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、(2)の規定により(1)に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、その用いるつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。</p> <p>① ①～②に規定する方法のうち指定夜間対応型訪問介護事業者が使用するもの</p> <p>②ファイルへの記録の方式</p> <p>(6) 前項の規定による承諾を得た指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合は、当該利用申込者またはその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはいいないか。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p> <p>11 提供拒否の禁止 正当な理由なく指定夜間対応型訪問介護の提供を拒んでいないか。</p> <p>12 サービス提供困難時の対応 事業者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定夜間対応型訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定夜間対応型訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>13 受給資格等の確認</p>	<p>条例第61条(準用第11条第5項)</p> <p>条例第61条(準用第11条第6項)</p> <p>条例第61条(準用第12条) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(3))</p> <p>条例第61条(準用第13条) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(4))</p>	<p>・利用申込受付簿</p> <p>・当該利用申込者へのサービス提供を他の事業者へ依頼したことが分かる書類等</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>(1) 利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期間を確認しているか。</p> <p>(2) 前項の被保険者証に、介護保険法第 78 条の 3 第 2 項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定夜間対応型訪問介護を提供するように努めているか。</p> <p>14 要介護認定の申請に係る援助</p> <p>(1) 事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する日の 30 日前までに行われるよう、必要な援助を行っているか。</p> <p>15 心身の状況等の把握</p> <p>事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p> <p>16 指定居宅介護支援事業者等との連携</p> <p>(1) 事業者は、サービスの提供に当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供</p>	<p>条例第61条(準用第14条第1項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(5)①)</p> <p>条例第61条(準用第14条第2項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(5)②)</p> <p>条例第61条(準用第15条第1項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(6)①)</p> <p>条例第61条(準用第15条第2項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(6)②)</p> <p>条例第61条(準用第16条)</p> <p>条例第61条(準用第17条)</p>	<p>・利用者に関する記録 (被保険者証の写等)</p> <p>・要介護認定申請書控</p> <p>・サービス担当者会議の記録</p> <p>・サービス担当者会議の記録</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の終了に際しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>17 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 事業者は、指定夜間対応型訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第 65 条の 4 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者またはその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を区に対して届け出ること等により、指定夜間対応型訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。</p> <p>18 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しているか。</p> <p>19 居宅サービス計画等の変更の援助 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。</p>	<p>基準について第 3 の 2 の 4 (12) (準用第 3 の 1 の 4 (7))</p> <p>条例第 61 条 (準用第 18 条) 基準について第 3 の 2 の 4 (12) (準用第 3 の 1 の 4 (8))</p> <p>条例第 61 条 (準用第 19 条) 基準について第 3 の 2 の 4 (12) (準用第 3 の 1 の 4 (9))</p> <p>条例第 61 条 (準用第 20 条) 基準について第 3 の 2 の 4 (12) (準用第 3 の 1 の 4 (10))</p>	<p>・ 給付管理票控</p> <p>・ 居宅サービス計画書 ・ 夜間対応型訪問介護計画書</p> <p>・ 利用者に関する記録 (変更があったかの確認) ・ 居宅サービス計画書 ・ 訪問介護計画書 ・ サービス提供票</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>20 身分を証する書類の携行 事業者は、夜間対応型訪問介護従業者に身分を証する書類を携行させ、面接時、初回訪問時および利用者またはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。</p> <p>21 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日および内容、当該サービスについて法第 42 条の 2 第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載しているか。 (2) サービスを提供した際には、具体的なサービス内容等（サービスの提供日、サービスの内容、利用者の心身の状況、その他必要な事項）を記録するとともに、利用者から申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。</p> <p>22 利用料等の受領 (1) 法定代理受領サービスの場合は、利用者から介護報酬の 1 割（一定以上所得者の場合は 2 割または 3 割）の額の支払いを受けているか。 (2) 法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じていないか。 (3) 法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用</p>	<p>条例第61条(準用第21条) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(11))</p> <p>条例第61条(準用第22条) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(12))</p> <p>条例第61条(準用第23条第1項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(13)①)</p> <p>条例第61条(準用第23条第2項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(13)②)</p> <p>条例第61条(準用第</p>	<p>・業務マニュアル ・身分を証明する書類（身分証、名札等）</p> <p>・サービスの提供の記録 ・業務日誌</p> <p>・サービス提供票、別表 ・領収書控 ・重要事項説明書 ・運営規程</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>以外の支払いを受けていないか。</p> <p>※ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合に利用者から徴収することができる交通費等、運営規程に定めたもの。</p> <p>(4) 上記費用の額が個別・具体的に重要事項説明書等に記載され、あらかじめ利用者またはその家族にサービスの内容や費用について説明し、同意を得ているか。</p> <p>※ 利用者へ配布するケアコール端末に係る設置料、リース料、保守料等の費用の徴収は認められない。</p> <p>(5) サービスを提供した費用の支払いを受けた際、利用者に領収証を交付しているか。</p> <p>(6) 上記の領収証には、保険給付による額とその他の費用による額が区分して記載されているか。</p> <p>※ その他の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分されていることが必要</p> <p>23 保険給付の請求のための証明書の交付 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定夜間対応型訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定夜間対応型訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p> <p>24 同居家族に対するサービス提供の禁止 事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供をさせていないか。</p> <p>25 利用者に関する区への通知 事業者は、指定夜間対応型訪問介護を受けている利用者がつぎの各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しているか。</p>	<p>23条第3項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(13)③) 条例第61条(準用第23条第4項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(13)④) ⑤) 法第42条の2第9項(準用第41条第8項) 則第65条の5(準用第65条)</p> <p>条例第61条(準用第24条) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(14))</p> <p>条例第61条(準用第29条)</p> <p>条例第61条(準用第30条) 基準について第3の</p>	<p>・サービス提供証明書</p> <p>・夜間対応型訪問介護計画書</p> <p>・区に送付した通知に係る記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>(1) 正当な理由なしに指定夜間対応型訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。</p> <p>26 業務継続計画の策定等</p> <p>(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 従業者に対し、業務継続について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に行っているか。</p> <p>(3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。</p> <p>27 衛生管理等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、夜間対応型訪問介護従業者の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の設備および備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>2の4(準用第3の1の4(18))</p> <p>条例第61条(準用第34条の2第1項) 基準について第3の2の4(7)(準用第3の1の4(23)①②)</p> <p>条例第61条(準用第34条の2第2項) 基準について第3の2の4(7)(準用第3の1の4(23)③④)</p> <p>条例第61条(準用第34条の2第3項)</p> <p>条例第61条(準用第35条第1項、第2項) 基準について第3の2の4(8)(準用第3の1の4(24)①)</p>	<p>・業務継続計画</p> <p>・業務継続に係る研修記録</p> <p>・委員会資料または議事録</p> <p>・感染症予防の指針</p> <p>・感染症予防の研修記録</p> <p>・訓練の実施記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>(3) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、つぎに掲げる措置を講じているか。</p> <p>① 感染症の予防およびまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。</p> <p>② 感染症の予防およびまん延の防止のための指針を整備しているか。</p> <p>③ 従業者に対し、感染症の予防およびまん延の防止のための研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>28 掲示</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、夜間対応型訪問介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>※ (1)に規定する事項を記載した書面を当該指定夜間対応型訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しているか。</p> <p>29 秘密保持等</p> <p>(1) 事業所の従業者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないようにして</p>	<p>条例第61条(準用第35条第3項) 基準について第3の2の4(8)(準用第3の1の4(24)②)</p> <p>条例第61条(準用第36条第1項、第2項) 基準について第3の2の(12)(準用第3の4の1(25)①イ)</p> <p>条例第61条(準用第36条第3項) 基準について第3の2の(12)(準用第3の4の1(25)①ハ)</p> <p>条例第61条(準用第37条第1項)</p>	<p></p> <p>・ 掲示物等</p> <p>・ ウェブサイト</p> <p>・ 就業時の取り決め等の記録（秘密保持誓</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>いるか。</p> <p>(2) 事業所の従業者および従業者であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。</p> <p>30 広告 事業者は、事業所について広告をする場合、その内容が虚偽または誇大なものとなっていないか。</p> <p>31 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 事業者は、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>32 苦情処理 (1) 事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>基準について第3の2の(12)(準用第3の4の1(26)①) 条例第61条(準用第37条第2項) 基準について第3の2の(12)(準用第3の4の1(26)②) 条例第61条(準用第37条第3項) 基準について第3の2の(12)(準用第3の4の1(26)③)</p> <p>条例第61条(準用第38条)</p> <p>条例第61条(準用第39条) 基準について第3の2の(12)(準用第3の4の1(27))</p> <p>条例第61条(準用第40条第1項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(28)①)</p>	<p>約書) ・就業規則</p> <p>・利用者および家族の同意書</p> <p>・パンフレット等 ・ポスター等 ・広告</p> <p>・苦情対応マニュアル ・苦情受付簿 ・苦情者への対応記録 ・再発防止策の検討記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>(2) 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に関し、法第23条の規定により区が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めまたは区の職員からの質問もしくは照会に応じ、および利用者からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しているか。</p> <p>(5) 事業者は、提供した指定夜間対応型訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。</p> <p>33 事故発生時の対応</p> <p>(1) 事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により事故が発生した場合は、区、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 事業者は、前項の事故の状況および事故に際して採った</p>	<p>条例第61条(準用第40条第2項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(28)②)</p> <p>条例第61条(準用第40条第3項)</p> <p>条例第61条(準用第40条第4項)</p> <p>条例第61条(準用第40条第5項)</p> <p>条例第61条(準用第40条第6項)</p> <p>条例第61条(準用第42条第1項) 基準について第3の2の4(12)(準用第3の1の4(30)①)</p> <p>条例第61条(準用第</p>	<p>・事故対応マニュアル ・区、家族、ケアマネへの報告記録 ・事故に関する記録 ・事故発生報告書 ・ヒヤリハットの記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>処置について記録しているか。</p> <p>(3) 事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p> <p>34 虐待の防止</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、つぎの(1)～(4)に掲げる措置を講じているか。</p> <p>(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底 を図っているか。</p> <p>(2) つぎの項目を盛り込んだ虐待の防止のための指針を整備 しているか。</p> <p>① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する 事項 ③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ⑥ 成年後見制度の利用支援に関する事項 ⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ⑧ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p>(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的 に実施しているか。</p>	<p>42条第2項) 条例第61条(準用第 42条第1項) 基準について第3の 2の4(12)(準用第 3の1の4(30)②)</p> <p>条例第61条(準用第 42条の2第1項) 基準について第3の 2の4(10)(準用第 3の1の4(31)①) 条例第61条(準用第 42条の2第2項) 基準について第3の 2の4(10)(準用第 3の1の4(31)②)</p> <p>条例第61条(準用第 42条の2第3項) 基準について第3の 2の4(10)(準用第</p>	<p>・虐待の防止のための 指針 ・研修計画・実施記録</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
第6 変更の届出等	<p>(4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置いているか。</p>	<p>3の1の4(31)③ 条例第61条(準用第42条の2第4項) 基準について第3の2の4(10)(準用第3の1の4(31)④)</p>		C
	<p>35 会計の区分 事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例第61条(準用第43条)</p>	<p>・会計書類関係</p>	C
	<p>1 変更の届出等</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該指定に係る事業所の名称および所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または休止した当該事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を区長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業者は、当該事業を廃止し、または休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止または休止の日の1月前までに、その旨を区長に届け出ているか。</p>	<p>法第78条の5</p>		C
	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第126号の別表「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。</p> <p>(2) 指定夜間対応型訪問介護事業に要する費用の額は、平成27年厚生労働省告示第93号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。</p> <p>(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数</p>	<p>告示1</p>		C
		<p>告示2</p>		C
第7 介護給付費の算定および取扱い		<p>告示3</p>		C

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。</p> <p>2 夜間対応型訪問介護費 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>イ 夜間対応型訪問介護費（Ⅰ） 別に厚生労働大臣が定める単位数</p> <p>ロ 夜間対応型訪問介護費（Ⅱ） 1月につき 2,702 単位</p> <p>3 高齢者虐待防止措置未実施減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待未実施減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>4 業務継続計画未策定減算 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算しているか。</p> <p>5 24 時間通報対応加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が日中においてオペレーションセンターサービスを行う場合は、24 時間通報対応加算として、1月につき 610 単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>告示 別表 2 注 1 施設基準告示 27 留意事項第 2 の 3 (1)</p> <p>告示 別表 2 注 2 大臣基準告示 48 の 4 留意事項第 2 の 3 (5) (準用第 2 の 2 (5))</p> <p>告示 別表 2 注 3 大臣基準告示 48 の 5 留意事項第 2 の 3 (6) (準用第 2 の 2 (6))</p> <p>告示 別表 2 注 4 大臣基準告示 49 留意事項第 2 の 3 (11)</p>	<p>・夜間対応型訪問介護計画</p> <p>・介護給付費請求書</p> <p>・介護給付費明細書</p> <p>・サービス提供票・別票</p> <p>・サービスの提供の記録</p> <p>・虐待の防止のための指針</p> <p>・研修計画・実施記録</p> <p>・業務継続計画</p> <p>・勤務表</p> <p>・タイムカード</p> <p>・夜間対応型訪問介護計画</p> <p>・サービス提供票・別</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>6 同一の建物（集合住宅減算）</p> <p>指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは指定夜間対応型訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者または指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の90に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定夜間対応型訪問介護事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、イについては、定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際に算定する所定単位数の100分の85に相当する単位数を、ロについては、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>7 他サービスの利用</p> <p>(1) 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護もしくは特定施設入居者生活介護または小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護もしくは複合型サービスを受けている間は、夜間対応型訪問介護費を算定していないか。</p>	<p>告示 別表2注5 留意事項第2の3 (7)(準用第2の2 (7))</p> <p>告示 別表2注9</p>	<p>票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの提供の記録 ・利用者からの通報日時等の記録 ・契約書 <p>・夜間対応型訪問介護計画</p> <p>・サービス提供票・別票</p> <p>・サービスの提供の記録</p>	<p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>(2) 利用者が一の指定夜間対応型訪問介護事業所において、指定夜間対応型訪問介護を受けている間は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所以外の指定夜間対応型訪問介護事業所が指定夜間対応型訪問介護を行った場合に、夜間対応型訪問介護費を算定していないか。</p> <p>8 認知症専門ケア加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際に1日につき、ロについては1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>※ つぎに掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、つぎに掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) イを算定している場合</p> <p>① 認知症専門ケア加算 (I) 3 単位</p> <p>② 認知症専門ケア加算 (II) 4 単位</p> <p>(2) ロを算定している場合</p> <p>① 認知症専門ケア加算 (I) 90 単位</p> <p>② 認知症専門ケア加算 (II) 120 単位</p> <p>9 サービス提供体制強化加算 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして区長に届け出た指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イについては定期巡回サービスまたは随時訪問サービスを行った際に1回につき、ロについては1月につき、つぎに掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) イを算定している場合</p> <p>① サービス提供体制強化加算 (I) 22 単位</p>	<p>告示 別表2注10</p> <p>告示 別表2ハ 利用者等告示35の2 の2 大臣基準告示3の4 留意事項第2の3 (12)</p> <p>告示 別表2ニ 大臣基準告示50 留意事項第2の3 (13)(準用第2の2 (20)①~⑦)</p>	<p>・対象者の割合に係る記録</p> <p>・資格証</p> <p>・会議議事録等</p> <p>・研修計画</p> <p>・研修計画</p> <p>・研修記録</p> <p>・会議議事録</p> <p>・健康診断に係る記録</p> <p>・資格証</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>

事 項	基本的な考え方および観点	根拠法令等	確認書類等	評価
	<p>② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位</p> <p>③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6 単位</p> <p>（2）ロを算定している場合</p> <p>① サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 154 単位</p> <p>② サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 126 単位</p> <p>③ サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 42 単位</p> <p>10 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、区長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定夜間対応型訪問介護事業所が、利用者に対し、指定夜間対応型訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>（1）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数</p> <p>（2）介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数</p> <p>（3）介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位</p> <p>（4）介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イからニまでにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数</p>	<p>告示 別表2ホ 大臣基準告示51(準用48) 留意事項第2の3 (14)(準用第2の2(21))</p>		<p>C</p> <p>C</p>